

生駒市規則第 4 号

生駒市男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 2 2 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市男女共同参画推進条例施行規則（平成 2 0 年 2 月生駒市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 4 項中「月曜日」を「日曜日」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。